

【研究ノート】

桜井庄太郎博士の「日本封建社会史」「日本封建社会意識」研究(1)

—日本封建社会史の研究—

高島秀樹

目次

はじめに

1. 桜井庄太郎博士と「日本封建社会史」「日本封建社会意識」研究

2. 日本封建社会史の研究

(1)「社会史」の概念

(2)日本封建社会史の研究

1)日本封建社会についての基礎的考察

2)『日本封建社會史』各章と初出論文との比較検討

(3)「武士の農民搾取」

—支配階級としての武士と被支配階級としての農民との関係についての考察—

(4)小括

(以上、本稿)

3. 日本封建社会意識の研究

(以下、次稿)

おわりに

はじめに

1965(昭和 40)年に創設された明星大学人文学部社会学科(当時、現:人間社会学科)の創設期の教員の研究について明らかにすることを意図し、これまで筆者は『明星大学社会学研究紀要』掲載の一連の研究ノートにおいて 4 名の教員の研究について明らかにしてきた¹⁾。これらの一連の研究ノートの直接の研究目的は創設期の教員の研究について明らかにし、記録することである。さらに間接的には、創設期の社会学科の教育・研究の実態や特質の一端を明らかにし、社会学科の歴史を明らかにするための一素材を提供することを意図している。

桜井庄太郎(1900(明治 33)～1970(昭和 45)年)博士の研究業績²⁾については広範・

多様な研究領域の中で、「日本児童生活史」、「日本青年史」、「教育社会学」についての研究は既に紹介したが、中心的な研究領域である日本封建社会史・日本封建社会意識の研究についてはこれまでに取り上げていない。しかし、桜井博士の研究業績を紹介するためには不可欠の研究領域であることから、本稿で取り上げることとした³⁾。

本稿は 2 回の分載を計画しているが、本稿(1)においては、初めに前提として、桜井博士の日本封建社会史・日本封建社会意識の研究について考察する上で基礎となる研究過程について明らかにする。次に、桜井博士の日本社会史の研究について考察するが、考察の主要な内容は、①「社会史」「封建社会(特質・成立過程・時期区分・階級構造)」の概念を明らかにすること、②『日本封建社會

史』各章と初出論文との異同を比較検討すること、③研究例として「武士の農民搾取」を取り上げ、封建社会における階級・階級構造・階級間関係についての考察を紹介することである。なお、次稿(2)においては、桜井博士の日本封建社会意識の研究について考察する計画である。

1. 桜井庄太郎博士と「日本封建社会史」「日本封建社会意識」研究

桜井博士の研究領域は社会学を基礎として、教育社会学・社会教育学・児童史・青年史などきわめて多方面に及ぶものであるが、その研究活動に一貫する最も中心となる研究領域は日本封建社会史・日本封建社会意識の研究であったと筆者は考えている。研究者としての出発点である 1926(大正 15)年に提出した学部の卒業論文題目は『日本封建制度の発達』であり、1959(昭和 34)年に文学博士の学位を取得した博士論文題目は『社会意識の研究—日本封建社会における社会関係意識を中心として』⁴⁾であった。さらに学会誌に掲載された代表的な論文としては、アジア・太平洋戦争前に「中世封建社會に於ける武士階級道徳意識の一考察—法制、家訓、教訓書を資料として—」⁵⁾があり、戦争後に「近代日本政治の封建性」⁶⁾がある。また、日本教育社会学会編『教育社会学辞典』においては「恩と義理」の項目を執筆⁷⁾、『社会科学大辞典』においては「義理人情」「分と分限」など日本封建社会史・日本封建社会意識に関する多くの項目を執筆している⁸⁾。これらから見ると、戦前期から桜井博士は日本封建社会史・日本封建社会意識の研究者として学界に広く認識され、評

価されていたと筆者は考えている。

桜井博士が社会史・日本封建社会史・社会意識・日本封建社会意識に対して研究関心を持った経緯については、1963(昭和 38)年、奈良女子大学定年退職時に刊行された『奈良女子大学 社会学論集』第 5・6・7 号(桜井教授退官記念号)に掲載された回想録「たどって来た道」において、自ら次のように記述している。

私が日大で社会学を学んだ大正 12~15 年のころは、ドイツの形式社会学の盛んなころで、日本の社会学者もその多くは形式社会学的な立場に立っていたようである。大正の末期は、第一次世界大戦のあとをうけて、わが国でも社会問題や労働問題が世人の関心を集めた時期であり、その影響は当然、学界にも及んだが、そのひとつは、日本の社会問題を歴史的に研究すること目的とした日本社会史の流行であったといえよう。

三浦周行の「国史上の社会問題」(大正 9)がその先駆であるが、続いて佐野学「日本社会史序論」(大正 11)、本庄栄治郎「日本社会史」(大正 13)が出版された。これらの著書はそれぞれ立場と内容を異にしていたが、それらに共通していたのは、被支配者である民衆の歴史を明らかにしようとしていたことであった。

私はこれらの著書の影響を受けて、「日本封建制度の発達」を卒論の題目に選んだ。卒論がこのようなものであったために、私の研究範囲はいつか日本ということになってしまい、卒業後も

しばらく社会史的な研究を続けていたが、昭和6年には数篇の論文を集めて、小著「日本封建社会史」を公けにした。
…(略)…

昭和6年ごろになって私は、今までのような研究を続けてゆくと、歴史家の垂流になってしまうと考えるようになつた。そこで方向を転換しようと模索していたが、中世の史料を読んでいるとき、しばしば恩とか報恩とかいう文字に出あつたことから、封建社会の社会意識の研究に転じた。以来8年ほどの間、私は専ら日本の封建社会の社会意識の考察に従事した。昭和13年の「日本封建社会意識論」は、この時期に生まれた論集である。⁹⁾

桜井博士は、1941(昭和16)年に日本大学を退き、大日本青少年団に勤務し、『大日本青年團史』の編纂・執筆にあたり、社会史研究と密接な関連は持つものの、社会教育・社会教育史、青少年史という特定領域を対象とする研究を専らとした¹⁰⁾。その後1947(昭和22)年には大学教員に復帰、1951(昭和26)年に文部省教育指導者講習(IFEL)教育社会学班に参加したことから、教育社会学の研究・教育にも力を注ぐことになった¹¹⁾。

しかし、1955(昭和30)年に「奈良女子大学に勤務するようになってから、私はまた、久しく中断していた社会意識の研究に戻つた。…(略)…昭和33年になってようやく『恩と義理・社会学的研究』をまとめた。これは前の『日本封建社会意識論』が単なる論文集であったので、その主要な部分だけを詳論するとともに、封建社会のもろもろの社会

意識を体系的・統一的に理解しようとしたものである。その後、私は日本の社会規範などの考察を続けつつ今日に至つた。」¹²⁾と記している。

このように桜井博士は、研究活動の最初期において時代的・社会的背景とその時期の社会学・関連領域の研究動向から社会史の研究を志したこと、そこから社会意識研究に展開し、他領域の研究に力を注いだ時期もあったが、後年、社会意識研究を再開したという研究の展開過程を自ら明らかにしている。桜井博士が日本社会史の研究を志した時期において、①「社会問題や労働問題」に关心が集まっていたこと、そのような傾向が学界にも及んで、②日本社会史は「日本の社会問題を歴史的に研究することを目的とした」と、さらに当時の日本社会史研究が③「被支配者である民衆の歴史を明らかにしよう」とする志向を持っていたことは、桜井博士の多年にわたる研究の基礎・背景となる考え方となったと筆者は理解している。また、桜井博士の回顧に示されるように、研究歴の途中に他領域の研究にも取り組んだものの、桜井博士は社会史・日本封建社会史、社会意識・日本封建社会意識の研究を一貫した研究対象として持ち続けており、研究が再開されて豊かな研究成果を生み、博士論文の作成・博士の学位取得に結実したと筆者は考えている。

2. 日本封建社会史の研究

(1)「社会史」の概念

桜井博士は日本封建社会史に関する著書『日本封建社會史』¹³⁾のほか、この研究領域

に関する多くの論文を公にしているが、これらの著書・論文において「社会史」の概念についての詳しい検討や記述を筆者は見出すことができていない。そこで、断片的な資料からの考察となるが、いくつかの論文における記述から桜井博士が社会史の概念をどのようにとらえていたかについて考えたい。

「社会史」の概念は研究者によって異なり、きわめて多様であるが、今日の標準的な理解の例として『新社会学辞典』における二宮宏之の説明を見ると、多様な考え方を整理・大別すると次のような二傾向があると示している。

(1)対象と方法を限定する社会史：社会史を、政治史や経済史と並ぶ、歴史学の一分野と考えるのがこの立場であり、近年は社会学との結合を深めている。
…(略)…社会学の視点がより自覚的に採り入れられるようになると、対象と方法の限定はいっそう明確になる。(社会学の歴史部門としての狭義の社会史)

(2)総体的歴史把握としての社会史：
…(略)…社会的視点を歴史の全領域に介入させる、この場合、社会とは人間活動の総体を意味しており、政治も経済も宗教も文学も、社会的関連のなかで捉えられるべきだと主張する。(学問の専門分化に対応する歴史学の細分化に抗し、巨視的な比較史をめざす歴史社会学の復権)¹⁴⁾

このように多様な社会史の概念がある中で、桜井博士はどのようにとらえていたで

あろうか。「青少年史の研究と教育社会学」¹⁵⁾においては、次のように示している。

私は、社会学を人間の共同生活・集団生活の理論と考えかかる社会学の理論に立脚した歴史が社会史であると解釈する。言葉を換えていえば、社会史はとくに人間の共同生活・集団生活に視点を置いた歴史である¹⁶⁾。

また、桜井博士は明星大学人文学部社会学科において「社会史概説」の講義を担当していたが、講義要項において次のように説明している。

社会史については種々の学説があるが、それらは大別すれば二つになる。社会発展の段階や方向をひろく一般的に研究する一般史的社会史はその一であり、社会の中でおこる諸現象の一つ(例えば社会問題、階級、家族など)をとりあげ、部分的に研究する特殊史的社会史はその二である。この講義では、前者の立場に立って、社会の変遷・発展を総合的に明らかにしたい¹⁷⁾。

数少ない資料によるが、これらの考察からは、桜井博士は社会史を「社会学の理論に立脚した歴史」ととらえ、より具体的には「人間の共同生活・集団生活に視点を置いた歴史」であり、「社会の変遷・発展を総合的に明らかに」するものであると考えており、「一般史的社会史」の立場に賛同していたと理解することができる。

このような考え方にして、具体的な研究対象について考察する場合にどのような

内容を取り上げているかを見ると、前述の「青少年史の研究と教育社会学」においては、青少年史の固有の問題として、次の各項目をあげている。

- 一、青少年が果してきた社会的役割
 - (一)、労働・軍役 (二)、政治活動
 - (三)、文化活動 (四)、社会奉仕活動
- 二、社会の青少年観
- 三、青少年の社会生活
 - (一)、青少年の生活と階級との関係 (二)、団体生活 (三)、遊戯・社交 (四)、恋愛・結婚・家族生活
 - (親子の関係) (五)、青少年と犯罪との関係 (六)、青少年に対する教育¹⁸⁾

また、1941(昭和16)年に刊行した『日本児童生活史』においては、「序」に「日本の児童は、昔からどんなふうに生活して來たであろうか。それぞれの時代の、それぞれの社會で、児童はどのような状態におかれ、どのように生活し、また児童はその親から、あるいは一般の社會からどのように考えられていたか。わたしは、この書でこれらの問題を明かにしようと試みた。」¹⁹⁾と記している。

これは児童生活史に対する研究視点・研究課題であるが、社会史研究の視点、考え方を基礎とするものであると筆者は理解している。いずれも、青少年・児童の社会的な位置づけ、社会的な役割、社会生活に注目し、それらの考察を通して社会の青少年観・児童観を明らかにすることを意図していると筆者は理解している。

このように、不十分な資料からではある

が桜井博士の「社会史」についての概念と、その概念を反映した具体的な研究対象を知ることができよう。

(2)日本封建社会史の研究

1)日本封建社会についての基礎的考察

桜井博士の社会史・封建社会史研究について、その基礎となる封建社会についての概念を『日本封建社會史』²⁰⁾から紹介する。『日本封建社會史』の「序」、「序論」においては、次のような内容が記されている。

「序」

本書は、初期封建社會に就て、殊にその階級を主として若干の考察を施したものであって、私の企圖する日本封建社會史の一部である。從て、本書に於て論じて未だ充分なるを得なかつた諸問題、及び論及し得なかつた諸問題は別に改めて詳論する機會を持ちたいと思ふ。…(略)…

「序論」

本書に於て私は、初期封建社會に関する若干の問題—主として階級に關する諸問題—を考察しようと思ふ。それ故私は先づ、初期封建社會とは日本社會史上に於ける如何なる時代の社會を指すか、又初期封建社會は如何なる階級に依て構成せられて居たか、等の問題を概觀しよう。…(略)…²¹⁾

「序」からは、①この書で考察対象とするのは「初期封建社會」という時代的限定があること、②考察の焦点は「階級」であること、③ここでの考察は桜井博士の構想する「日

本封建社会史の一部」であること、が明示されている。特に第3のポイントからは、桜井博士の構想する「日本封建社会史」、さらに「社会史」はより広範な内容を持つものと考えられていたと推測することができる。ここでは「序論」については冒頭部分のみを引用したが、これ以下で示された内容もふまえて、日本封建社会史研究の前提となる概念・論点について、桜井博士がどのようにとらえていたかを明らかにしたい。

第1に、封建社会史の研究対象である「封建社会」をどのようにとらえるかについて、この『日本封建社会史』では十分に明らかにされていないが、桜井博士は1961(昭和36)年に刊行した『恩と義理—社会学的研究—』において、「封建社会は封建制度を社会の基本構造とする社会である。」と定義し、封建制度については「…(略)…私は封建制度成立の基礎をなすものは主従関係と恩給制度(土地の封与・分封)であると解釈する。」としている。封建制度の基礎となる主従関係については、「また私は、主従関係は(一)社会的勢力において格段の差を有する主君と従者との間で結ばれる上下関係であり、(二)主君の土地封与と従者の忠誠・奉公との交換を暗黙に約束する一種の契約的関係であり、(三)共同社会的な面と利益社会的な面とを併せもつと考える。」ととらえた上で、「主従関係にあっては、主君は従者に対して必ずなんらかの恩恵を与えて従者の生活を支持・保証するのがつねであった。この恩恵の供与は、多くの場合、土地一正確には土地の下級領主権・所有権一を従者に与える(土地封与・分封)という形態で行なわれた。」のであり、「もともと主従関係と土地封与とは、たがいに結びつき、規制しあって

発達したのであって、主君と従者とは生活の広汎かつ密接な関係によって結ばれていたのである。」と示している²²⁾。

第2に、封建社会の成立過程に関して、桜井博士は「斯かる封建社會が如何にして發生したか、その過程を研究することは重要にして且つ興味が多いが、今は單に外廊^{アウトライン}を記するに止める。」と断った上で、「…(略)…我國に於ける封建制度は鎌倉時代に至って成立したのであるが、その萌芽は既に平安朝時代の中頃に發してゐた。」とし、具体的には「即ち大化改新の班田の制度廢れて、懇田の發達に伴って莊園制度現はれ、莊園の普及は、武士階級勃興の機運を導いた。武士の前身は地方豪族と稱する階級であったが、平安朝中期の社會の紊亂に乗じ、家子郎等を養って武力を蓄へ、特殊な武力的行動の専門家即ち武士^{マサニ}となつた。その間、彼等の間には主従關係なる特殊の社會關係が發達した、而して源平二氏これら武士の盟主となり保元平治の二亂を轉機として遂に貴族を屈服せしめた、而して源平二氏の爭覇の後、源賴朝が武士階級中の最高權力者として鎌倉幕府を創設するに及んで、武士の社會支配は動かすべからざるものとなると共に封建社會の成立を見るに到つたのである。」²³⁾と、史実に基づいて封建社会の成立過程を示している。

第3に、封建社会が日本社會史上に存在した時期と、封建時代内の時代区分については、福田徳三、瀧本誠一、中田薰、三浦周行、本庄榮治郎の所説を簡単に紹介した上で、桜井博士は細川龜市の考え方²⁴⁾である封建社会を、第1段階=莊園制度の時代…封建制度の萌芽過程または生成過程、第2段階=鎌倉・室町・戦国時代…封建制度の成

立ならびに発展の時代、前期封建社会の時代、第3段階(最後的段階)=徳川時代…封建制度の爛熟ならびに没落の時代、後期封建社会の時代、に3区分するという考え方賛同することを示している。その上で、桜井博士は『日本封建社會史』刊行時までの自らの研究について、「…(略)…私の從來の研究は、鎌倉時代に止まって未だ足利時代以後に及び得ない」とし、それ故、『日本封建社會史』においては成立期封建社会という意味で鎌倉時代の社会を「初期封建社會」と名づけて、この時期を研究対象に限定することを断っている²⁵⁾。

第4に、封建社会における階級構造について、桜井博士は主従関係が重要な意味を持つとした上で、具体的な階級としては「私は初期封建社會の階級として、武士、貴族、僧侶、庶民、賤民の五つを擧げる。」とし、そのうち「武士は支配階級として社會の最上層を占め、貴族並びに僧侶が準支配階級として之に次ぎ その下に被支配階級として、庶民(農民、商人、職人等を含む)と賤民(奴婢と××とより成る)とがあった。」とし、「以上を表示すれば



となる。」と示している²⁶⁾。

2)『日本封建社會史』各章と初出論文との比較検討

『日本封建社會史』の「序」「序論」は刊行時に新たに書き下ろされたものであるが、個別の具体的な研究課題を取り上げた第一章～第四章は、『日本封建社會史』が刊行された1931(昭和6)年までに発表した論文を収

録したものである。各章の初出論文、収録にあたっての加筆・修正などは次の通りである。

第一章「初期封建社會に於ける階級關係一
武士の濫妨に就いて一」

初出論文=「鎌倉時代に於ける武士の濫妨に就て一封建的階級關係の一考察一」
(1931(昭和6)年、『社會學徒』第5卷2～3号所載)

冒頭に加えられた記述=「この章では私は、初期封建社會に於ける階級間の關係を、特殊の觀點から考察しようと思ふ。」

初出論文との主な異同=初出論文の「四」においては、「…(略)…次で私は被支配階級の成員に對する武士の濫妨を說かなければならぬ。此種の場合としては、苛稅賦課、田畠資財家畜等の横領、を主なるものとする。」と記した上で、苛酷なる租税を賦課した例、民家からの掠奪・漂着船からの掠奪、彼岸の齋日中の漁・船の押領という具体例を示しているが、『日本封建社會史』の「四」においては、「…(略)…苛稅賦課、田畠資財家畜の横領、を主なるものとするのであるが、これらの點に就ては章を改めて次章で詳説することとする。」として、具体例をあげることは全て省略している。本章の初出論文と第二章の初出論文とは内容的に関連が深く、武士の農民に対する濫妨の具体的な内容はいずれにも示されており、1書に2論文を収録することによって内容が重複することを避けて、初出論文で示された濫妨の具体的な内容についての記述は第二章に譲られたと考えられる。なお、この個所以外には用語の統一を図ったこと(例: 鎌倉時代→

初期封建社会、など)以外に異同を見出すことはできない²⁷⁾。

第二章「武士の農民搾取」

初出論文=「鎌倉時代に於ける武士の農民搾取に就て」(1928(昭和 3)年、『社會學徒』第 2 卷 10~12 号所載)

冒頭に加えられた記述=「…(略)…本章では、被支配階級としての農民が、支配階級としての武士に、搾取され壓迫された事實に就て、二三の考察を加へよう。」(文章表現に多少の異同はあるが、この文章の趣旨は初出論文の冒頭部分と内容的には大きく異ならない)

初出論文との主な異同=初出論文の「四」、初出論文のまとめにあたる部分が全文収録されていない。収録されていない文章の全文は次の通りである。

以上に於て私は、鎌倉時代に於て、武士の農民搾取が如何に行はれたかを說いた。然らば斯の如き武士の農民搾取は何故に行はれねばならなかつたか、又此の時代の農民搾取は、他の時代のそれと、同一事情に基いて、又同一の形態を以て現はれたか否か。

之等の問題に答へるには、更に精密なる考察を必要とするのであるが、私は今之等の問題を取扱ふ充分な用意を持たない。私は今、上述せる如き武士の農民搾取と、當時の社會構造との關係を一言して此の小論の結言とするに止める。

鎌倉時代の初頭に於て、日本社會は確實に封建社會となつた。封建社會は、主從關係及び土地の封與關係を要素と

する社會である。主從關係を要素の一つとするが故に、封建社會は當然に階級的性質を多分に有する。マックィバーの表現に従へば、「封建制度は段階(Hierarchy)である。」斯かる封建制度の成立に基く社會の階級性の増大に依て、此の時代の武士の農民搾取は前代に比して一層苛烈なものとなったと考へられる。此意味に於て私は、武家政治の勃興と共に、農民生活は改善の途に就き、武家政治の下に、農民は初めて生命財産の安全を得、政治らしい政治を受くる様になったという説に疑を抱くものである。

この部分を収録しなかつた理由について、ここに示された結論が暫定的なものであつて、さらなる検証が必要であると考えたことと、一書全体としての結論を示すべきであつて部分的な結論を示すことを避けようとしたことによるのではないかと筆者は考えている。

なお、この個所以外には用語の統一を図ったこと以外の異同を見出すことはできない²⁸⁾。

第三章「社寺・僧侶の活躍」

初出論文=「社寺及僧侶の社會史的考察—鎌倉時代社會史 斷片一」(1929(昭和 4)年、『社會學徒』第 3 卷 2~4 号所載)

冒頭の記述=初出論文の冒頭とほぼ同文
初出論文との主な異同=用語の統一を図ったこと以外の異同を見出すことはできない²⁹⁾。

第四章「庶民の生活と奴婢」

原論文=「鎌倉時代の奴婢に就て」(1930(昭和 5)年、『社會學徒』第 4 卷 1~2 号所

載)

冒頭に加えられた記述=「さて奴婢は如何なる事情に依て發生したかと言へば、誘拐、人身買賣、人質、若くは支配階級たる武士の横暴などに依つたのである。又これらの事情に依つて奴婢となつたのは誰であったかと云へば、そは主として被支配階級たる庶民であった。換言すれば、庶民は支配階級たる武士の横暴によって、あるいは貧窮に依つて、奴婢たるべく餘儀なくされたのであった。従つて奴婢が如何なる事情に依つて發生したかを考察する事に依て、庶民の生活の一面を明らかにすることが出来るであらう。斯様な考へから本章では、奴婢發生の諸事情を考察し、以て庶民の生活の一面と、當時に於ける奴婢の性質とを明らかにしようと思ふ。」初出論文との主な異同=上掲の記述を加えた以外には、用語の統一を図ったこと以外の異同を見出すことはできない³⁰⁾。

各章を見ると、第一章では「濫妨」という行為を通して支配階級としての武士と準支配関係の貴族や僧侶との関係、第二章では「搾取」という行為を通して武士と被支配階級の農民との関係、第三章では準支配階級としての社寺・僧侶の特質・活躍(朝廷に対する反抗、武士との闘争、貴族との闘争、社寺相互の闘争、社寺内部の闘争、庶民に対する圧迫)、第四章では奴婢の発生原因(誘拐、人身買賣、人質、支配者の横暴、出生)と庶民の生活の関係が考察されている。これらの章においては個別の具体的な研究対象を取り上げられているが、いずれについての考察も初期封建社会の社会構造を明らかにしていく上で焦点となると考えられた「階

級」、「階級間関係」に焦点をあてて考察していると理解することができる。

(3)「武士の農民搾取」

一支配階級としての武士と被支配階級としての農民との関係についての考察—

『日本封建社會史』第一章～第四章を構成する日本封建社会史上の具体的な研究対象についての考察の中から、ここでは「第二章 武士の農民搾取」を取り上げて、その内容を紹介する。第二章を取り上げたのは、第一章は支配階級である武士と準支配階級である貴族・社寺との関係を、第三章は階級間関係よりも準支配階級である社寺・僧侶の特質とその社会的活躍を、第四章は階級間関係よりも奴婢を主なる考察対象としているのに対して、第二章は支配階級である武士と被支配階級である農民との関係に焦点を合わせて考察しており、桜井博士の封建社会の構造を明らかにする上で階級、階級間関係を明らかにすることが重要であるという考え方をより明確に反映した内容であることが選択理由である。

本章は3節からなり、「一」においては、本章の研究目的と研究対象が示されている。

この章の研究目的については、「武士と貴族や僧侶との関係に就ては前章で之を説いた。私は續いて武士と農民との関係を述べなければならない。即ち本章では、被支配階級としての農民が、支配階級としての武士に、搾取され壓迫された事實に就て、二三の考察を加へよう。」³¹⁾と示している。研究対象については、兵農分化の過程にあった初期封建社会―鎌倉時代―においては武士と農民とは完全に分化しておらず、鎌倉幕府

開設後多くの武士は知行所にあって、農民と雜居し農業に従事しており、武士的農民、農民的武士も少なくなかったが、ここでは「今は之等の武士的農民を除外して、主として一般の純粹な農民を考察の対象とする。」³²⁾と、考察対象を限定することを示している。

「二」においては、武士の農民搾取の主な内容が示されている。

武士の農民搾取は種々の方面にわたっているが、その主要な内容としてここでは次の4種を上げている。

(一) 租税

ここでは租税の代表的なものを取り上げ、ついで租税徵収の際の武士の横暴を明らかにしている。

一、田租

租税の主なるものであり、『古事類苑』において税率は「概ネ四公六民ヲ以テ法ト爲シ」と記されているが、画一的ではなく、以下に示す田租以外の租税もあり、実際の負担はそれ以上であったと思われる。田租は米穀をもって主としたが、時に錢・銀・雜穀・甘苔・綿・布などのその土地の産物をもって代えることがあった。

二、兵糧米

文治元年、幕府は諸国に守護地頭を置くとともに、庄園公領を問わず段別五升の兵糧米を課すこととした。この兵糧米は普通の税率の上にさらに付加したもので、苛酷であることから一時は停止されたが、停止は名のみであつて實際には存続し、田租の付加税のようになってしまった。この兵糧米は全国一律に課されたものであるが、戦乱

に際して武士が戦場近くで臨時に徵集を行うこともしばしばあった。

三、地子

地子は地租のような性質を持ち、公私の田畠山林に課した(田地子・畠地子など)が、後には宅地にも課した(屋地子)。恒例として課すもの(定地子・本地子)と、臨時に加徵するもの(加地子)があつたが、その率は一定していなかつた。

四、雑税

上述以外の税であり、戸口に課すものの(棟別・棟役)と、段別に課すもの(段銭・段米)があり、その他臨時に役や労役を課すもの(夫役)があつた。このように雑税の種類はきわめて多かつたが、これらは全て農民に課せられた。

武士(地頭、守護、領主など)の中にはこれらの租税の徵収を好機として、様々な横暴一規定以上の税を課す、自己が負担すべき義務を農民に転嫁するなど一を行う者が少くなかった。このため史料(「若狭太良莊百姓等書狀」など)にも、租税に苦しめられる農民の生活を如実に示しているものがある。

(二) 横領

武士が農民の田畠や牛馬など資財を横領することであつて、難破船の貨物を横領する例なども史料に残っている。当時の為政者は多少農民の生活を顧慮していたようであるが、民衆の直接支配者である守護地頭の中には農民の田畠資財を奪取し、農民を追い出した者があつた。農民が逃亡することもあったが、その場合領主などが逃亡者の妻子を抑留し、資財を奪つたこともあった。地頭は、

その支配下にある農民やその家族、従者、土地家屋その他の財産に対して、ほとんど絶対的な処分権を持っていたと考えられる。

(三) 私役

地頭などの中には、権威に任せて農繁期に農民を集めて私用に召使い、農事を妨害する者があった。

(四) 農民を奴婢とす

奴婢に対して 10 年の取得時効が認められていたことから、武士が召し使っていた百姓の子息・所従などを、10 年を経過したことで自己の所有に帰した奴婢と偽り、永く服仕させた者があった。他領の地頭に拘束され 10 年以上経過した者や、農民が他へ逃亡した場合、領主に抑留された妻子は奴婢とされたと考えられる³³⁾。

これらの事例について、桜井博士は各々の根拠となる古文書、資料を示し、実証的に明らかにしている。その上で、「之等の事實に依ても、農民に対する地頭や領主の権力が絶対的なものであって、農民が社會的に全く無力であった事が知られる。」³⁴⁾と、事例の考察を通して得られた知見を示している。さらに「高野山文書」中には武士が農民に対して狼藉をなさざることを記した起請文が多数あるが、これらは逆に武士の横暴を具体的に示すことにもなっていると指摘する。

「三」においては、これまでの考察結果をふまえて、この章のまとめが示されている。

初期封建社会において、庶民は蔑視され、所有権の制限を受け、同一犯罪に対して武士とは別種の刑罰を受けるなどの差別待遇を受けていた。特に、農民は重税を賦課さ

れ、資財を奪取されるなどの種々の圧迫を武士から蒙っていた。農民の生活には少しの余裕もなく、貧民に対する救済措置も稀であり、これらの部分的、臨時の施策によっては、一般民衆の困苦は到底救われなかつたと考えられる。一たび水害や旱魃などに遭遇すれば食に飢えて、ある者は他郷に流浪し、ある者は妻子を売り、自ら奴婢になるような惨状を呈した³⁵⁾と示している。

当時の為政者は民政に充分意を注いだとは言い難く、勸農政策を取ったとしても、それは農業尊重主義であったとしても農民尊重主義ではなく、生活に必要な食料の生産に従事することから農民を重視したというにとどまる。支配者である武士の第一の関心事は権力の維持争奪であって、農民の生活はほとんど問題ではなかつたと考えられる。農民が団結して支配者に反抗するいわゆる「一揆」はこの時代にはまだ現れておらず、農民は逃亡するか、田地の面積を偽って租税の減少を図るか、幕府・本所などに愁訴するぐらいが、わずかになしうる消極的な反抗手段であった。「農民は黙々として勞働し搾取されてゐたのであった。」と結論づけている。

その上で、桜井博士は最後に「鎌倉時代が、農業の衰微した時代であって、耕地にも大なる増加がなかつたのは種々な事情に基くであらうけれども、私は、上述せる武士の農民搾取の如きは、その重要な原因の一つであらうと思ふ。」³⁶⁾とこの章における考察から導き出された結論を示している。

(4) 小括

ここまで考察から、桜井博士の日本封

建社会史研究について、次のように小括することができよう。

1. 桜井博士は社会史の研究において社会を構成する「階級」と「階級間関係」の解明が中心的な研究課題となるという自らの考えに基づいて、封建社会・封建社会史の一環としての鎌倉時代—初期日本封建社会一の研究においても、支配階級としての武士と準支配階級としての貴族・僧侶、被支配階級の庶民・賤民の各階級の実態、各階級間の関係に焦点を合わせて考察している。

2. このように各章における考察内容から、桜井博士の社会史・日本封建社会史

についての基礎的な考え方が、具体的な時代・社会の研究にどのように反映し、結実しているかを知ることができる。

3. 考察にあたっては、多くの古文書を涉獵して³⁷⁾実証的に示しており、桜井博士は社会史研究において史料に基づく実証的な研究方法を採用していた。
4. 自らの立脚点、立場を直接明示しているとはいえないとしても、桜井博士は農民の窮状に注目して、考察を進めていると理解することができる³⁸⁾。

(2024年12月稿・未完、以下次稿)

【注】

- 1) 「伊藤章博士の農村社会学」(1)～(2)(『明星大学社会学研究紀要』第14～15号、1994～1995年、所収)、「桜井庄太郎博士の『日本児童生活史』研究」、「桜井庄太郎博士の『日本青年史』研究」、「桜井庄太郎博士の教育社会学研究」(同上、第17～19号、1997年～1999年)、「銅直勇教授の社会学」(1)～(補遺2)(同上、第20号～44号、2000～2024年、断続的に連載)、「三好豊太郎教授の『社会事業』研究」(1)～(2)(同上、第39～40号、2019～2020年、所収)
- 2) 桜井博士の経歴・主要な研究業績については、「桜井庄太郎博士の『日本児童生活史』研究」(『明星大学社会学研究紀要』第17号、1997年、所収)注3・4)に記載したので、煩雑になることを避けるためここでは重ねて記載しない。
- 3)これまで取り上げることに躊躇してきたのは、児童・青年・教育社会学に関しては筆者の専門領域と関連が深いのに対して、日本封建社会史・日本封建社会意識に関しては専門外であって、正確に把握・紹介することができない懸念があつたからである。しかし、筆者に残された時間も考え方、誤解のないように筆者の見解はできるだけ控えて桜井博士の著述に沿って紹介することを方針として、取り上げることとした。
- 4) 奈良女子大学社会学会編『飛火野—桜井庄太郎先生追悼文集—』1971年、6／12頁
- 5) 桜井庄太郎「中世封建社會に於ける武士階級道徳意識の一考察 一法制、家訓、教訓書を資料として—」(日本社會學會編『〔年報〕社會學』第五輯 秋季號、1938年、所収)76～96頁

⁶⁾ 桜井庄太郎「近代日本政治の封建性」(日本社會學會編『社會學研究』第一卷第二輯、特輯 日本社會の封建性、1947年、所収)85～96頁

これは学会誌の特集の一環として掲載されたものであり、特集中含まれる論文題目・著者は次の通りである。

特輯「日本社會の封建性」

日本農村に於ける封建性 有賀喜左衛門

近代日本政治の封建性 櫻井庄太郎

日本宗教の封建性 小口 健一

我國商業社會の構造とその封建性

横山 定雄

我國勞働に於ける封建性と勞働者の質的規定

松島 静雄

⁷⁾ 桜井庄太郎「恩と義理」(日本教育社会学会編『教育社会学辞典』1967年、所収)82～83頁

なお、この辞典では大項目のみ執筆者名を記載しており、中・小項目には執筆者名が記載されていないので、桜井博士がこれ以外の項目も執筆したのではないかと推測しているが、不明である。

⁸⁾ 桜井庄太郎「義理人情」(社会科学大事典編集委員会編『社会科学大事典』第5巻、1968年、所収)・「分と分限」(同、第16巻、1970年、所収)

この他にも、「敬老思想」(第6巻、1968年)、「作法」(第6巻、1968年)、「主従関係」(第10巻、1969年)、「食習慣」(第10巻、1969年)、「庶民」(第10巻、1969年)、「青年団」(第11巻、1969年)、「体面」(第12巻、1970年)、「忠義」(第13巻、1969年)、「忠孝思想」(第13巻、1969年)、

「長幼の序」(第 13 卷、1969 年)の項目を執筆している。

- 9) 櫻井庄太郎「たどって来た道」(『奈良女子大学社会学論集』第 5・6・7 号(櫻井教授退官記念号)、1964 年、所収)1~2 頁
10) この編纂・執筆から 1952 年には『日本青年史』が生まれた。

- 11) 講習参加に先立ち、1950 年~1951 年には日本大学通信教育部における科目担当者としてテキスト『教育社会学』を刊行していたが、1952 年には講習参加者による教育社会学研究会の一員として『教育社会学通論』の編集委員を務めるとともに、「第一章 教育社会学の対象と方法 第一節 教育社会学の対象」(3~13 頁)、「第二章 教育社会学の発展 第一節 日本における教育社会学の発展」(35~46 頁)、「第八章 公教育と社会教育 第二節 現代の社会教育」(278~285 頁)を分担執筆している。

なお、これに先立って IFEL 参加者によって国立教育研究所編『教育社会学(通信教育テキスト)』が 1949 年に刊行されたが、これには櫻井博士は執筆していない。

- 12) 前出、注 9)と同、3 頁

ここでは『恩と義理』の内容と密接に関係を持ち、その基礎となった研究業績である博士論文「社会意識の研究－日本封建社会における社会関係意識を中心として」について、またそれによつて文学博士の学位を得たことが触れられていないが、その理由は筆者には不明である。

- 13) 櫻井庄太郎『日本封建社會史－初期封建社會に関する若干の研究－』1931(昭和 6)年

『日本封建社會史』には、同年に同出版社から刊行された表紙の異なる 2 種がある。その 1 は表紙に「社會科學ブックレット 第二輯 櫻井庄太郎著 日本封建社會史 白鳳社刊」と記されたペーパーバック版であり、他の 1 はハードカバー版(表紙には何も記載されていない)である。

なお、社会科学ブックレットの他の刊行書は同書巻末の広告によれば次の通りである。

- 第一篇 クラーク著・遠藤一郎譯 マルクス
主義と歴史
第三篇 アリーン著・石川湧譯 レーニンの
亡命生活
第四篇 深野研真著 歐米の労働運動
第五篇 田邊久著 無產少年運動

- 14) 二宮宏之「社会史」(盛岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』1993 年、所収)613~614 頁

二宮宏之は、このような二傾向について、日本における社会史研究の流れからも明らかにしている。そこでは、内田銀蔵が 1913 年に「日本社会史」の講義を行うが、それを引き継いだ三浦周行は、『国史上の社会問題』(1920)を著し、社会問題の視点からする歴史研究の重要性を主張し

た。同じ頃、喜田貞吉は雑誌『民族と歴史』を創刊(1919)、民衆の習俗や心意の歴史を探ろうとした。これに対し、本庄栄治郎は『日本社会史』(1924)において、庶民階級の経済状況、富の配分の問題こそが社会史の中心テーマであるとしており、ここから「すでに草創期において、社会史についての見解は、このように大きく分かれていた。」と指摘している。

- 15) 櫻井庄太郎「青少年史の研究と教育社会学」(日本教育社会学会編『教育社会学研究』第 2 集、所収、1952 年)91~98 頁

この記述を取り上げることについては、広田照幸の「教育の歴史社会学－その展開と課題」論文における櫻井博士についての記述に示唆を得た。(広田照幸「教育の歴史社会学－その展開と課題」(東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』57 卷 3~4 号、2007 年、所収)137~155 頁

- 16) 同上、93 頁

- 17) 「昭和 43 年度授業科目 講義要項 一〔社会学科〕一」(明星大学人文学部『履修の手引 一昭和 43 年度 一 明星大学人文学部』、1968 年、所収)

- 18) 前出、注 15)と同、93 頁

なお、この研究項目については 1952 年に刊行された櫻井庄太郎『日本青年史』においても基本的に共通しているが、二、に「青年の社会的地位」が加わっている(11~12 頁)ことが注目される。

- 19) 櫻井庄太郎『日本兒童生活史』1941 年、刀江書房刊、1 頁

- 20) 櫻井博士旧蔵『日本封建社會史』に新聞に掲載された「新著批評」(「山陽新報 五月十五日」の書き込みがある)の切り抜きが挟み込まれており、その内容は次の通りである。

日本封建社會史 櫻井庄太郎著

封建社會に關する研究は甚た多いが、厳密な階級的見地からこれを觀察したものはほんの數へる位しかない。此の際、櫻井庄太郎氏の『日本封建社會史』が現れたことは學界のために喜ぶべきである。此の書は厳密な學問的立場から我が國の初期封建社會の階級關係を分析し、階級間の闘争を叙述したもので、序論、初期封建社會における階級關係、武士の農民搾取、寺社僧侶の活躍、庶民の生活と奴婢の諸章より成つてゐる。考察の周到にして透徹せる點、學問的良心の横溢せる點等は他の類書に見出しがたい所で、小冊子ではあるが、一良書として推薦するに足る(東京神田今川小路一ノ三白鳳社代六十錢)

刊行間もなく、このような新刊紹介が掲載されたこと、その内容から、刊行時にこの著書がどのように受けとめられたか、推測することができる。

- 21) 前出、注 13)と同、序 1 頁／序論 1 頁

- 22) 櫻井庄太郎『恩と義理－社会学的研究－』1961年、4頁
- 23) 前出、注13)と同、2~3頁
- 24) 細川龜市『日本寺院經濟史論－中世寺領の研究』1930年、20~21頁
この著書について筆者は実見できておらず、
桜井博士の引用文による。
- 25) 前出、注13)と同、2頁
- 26) 同上、3~4頁
なお、××は原書の通り
- 27) 「鎌倉時代に於ける武士の濫妨に就て一封建的階級關係の一考察」(一)(二)1931年(『社會學徒』第5卷第2号(1~11頁)・第3号(25~28頁)、所収)と『日本封建社會史』第一章、6~37頁とを照合。
- 28) 「鎌倉時代に於ける武士の農民搾取に就て」(一)(二)(三)1929年(『社會學徒』第2卷第10号(2~6頁)・第11号(12~18頁)・第12号(6~10頁)と『日本封建社會史』第二章、38~75頁を照合。
- 29) 「社寺及僧侶の社會史的考察 一鎌倉時代社會史斷片」(一)(二)(三)1929年(『社會學徒』第3卷第2号(13~18・31頁)・第3号(5~12・18頁)・第4号(4~9・28頁)、所収)と『日本封建社會史』第三章、76~124頁を照合。
- 30) 「鎌倉時代の奴婢に就て」(一)(二)1930年(『社會學徒』第4卷第1号(5~14頁)・第2号(10~16頁)、所収)と『日本封建社會史』第4章、125~165頁を照合。
- 31) 前出、注13)と同、38頁
- 32) 同上、39~40頁
- 33) 同上、41~60頁
なお、「(一)租稅 一、田租」にある「甘苔」(アマリ)は海藻の一種である。
- 34) 同上、60頁
- 35) 同上、70頁
- 36) 同上、72~74頁
- 37) 第2章において、本文中に直接引用され資料名が明示されている史料は次のように多数に及ぶ(各「註」に記載された史料を除く、掲出順、重複を除く)。
古事類苑
吾妻鏡(寶治元年十一月廿九日・文應元年十二月廿五日・文治五年七月十日・雜人訴訟事)吾妻鏡新編追加(三〇四一六條・二八二條・八六條・九一條・一九二條・三五七條)
東寺百合文書
弘安元年 淡路國鳥飼別宮雜掌地頭和狀寫
正安二年 大田庄大田方本郷寺町庄官百姓等言上狀
關東下知狀(建長元年・貞應元年・寛元元年・弘安十年)
若狹太良莊百姓等書狀
文永十一年 大田庄大田方地頭等陳狀
建治元年 阿亘川庄上村雜掌從蓮言書上案

- 嘉錄三年 六波羅下知狀
關東御教書案(文永元年・文永十年)
建久元年 金剛峯寺根本大塔供僧解狀案
淡路國鳥飼別宮雜掌地頭和狀寫
高野山文書(源爲時起請文)
正應四年 高野山衆徒訴狀案
正應四年 神野庄總追捕使代國高請文
石清水八幡宮護國寺祠官連署舉狀
文治二年 荒川庄百姓言上狀案
貞應二年 太田庄地頭太田康繼同康連署陳狀案
貞永式目(第四十二條)
北條九代記(卷二新田開作)
38)本書第二章においては収載されていない初出論文(前出、注28))の「四」の結論にあたる部分において、「斯かる封建制度の成立に基く社會の階級性の増大に依て、此の時代の武士の農民搾取は前代に比して一層苛烈なものとなったと考へられる。此意味に於て私は、武家政治の勃興と共に農民生活は改善の途に就き、武家政治の下に、農民は初めて生命財産の安全を得、政治らしい政治を受くる様になったといふ説に疑を抱くものである。」と先行研究における所説に疑問を呈しており、実質的には反対の意向を示していると理解できる。初出論文の結論というべきこの記述に代表されるように、本章全体の考察を通して桜井博士は農民、被支配階級へのシンパシーを持っていたと感じるのは、直接桜井博士に接した記憶を持つ筆者のうがちすぎた感想であろうか。

【参考文献】

- 櫻井庄太郎『日本封建社會史－初期封建社會に関する若干の研究－』(社會科學ブックレット 第二篇)1931(昭和6)年、白鳳社刊
櫻井庄太郎『日本兒童生活史』1941(昭和16)年、刀江書院刊
桜井庄太郎『日本青年史』(青年双書11章)1952(昭和27)年、大蔵省印刷局刊
櫻井庄太郎『恩と義理－社会学的研究－』1961(昭和36)年、アサヒ社刊
櫻井庄太郎「中世封建社會に於ける武士階級道德意識の一考察 一法制、家訓、教訓書を資料として」(日本社會學會編『〔年報〕社會學』第五輯秋季號、1938(昭和13)年、岩波書店刊、所収)
櫻井庄太郎「近代日本政治の封建性」(日本社會學會編『社會學研究』第一卷第二輯(特輯 日本社會の封建性)1947(昭和22)年、高山書院刊、所収)
櫻井庄太郎「青少年史の研究と教育社会学」(日本教育社会学会編『教育社会学研究』第2集、1952(昭和27)年、東洋館出版社刊、所収)
桜井庄太郎「教育社会学の対象」、「日本における教育社会学の発展」、「現代の社会教育」(教育社会学

研究会編『教育社会学通論』1952(昭和 27)年、
岩崎書店刊、所収)
奈良女子大学社会学会編『奈良女子大学 社会学
論集』第 5・6・7 号(桜井教授退官記念号)、
1964(昭和 39)年、同会刊(特に、桜井庄太郎「た
どって来た道」、「桜井教授略歴」、「桜井教授著
作目録」)
奈良女子大学社会学会編『飛火野－桜井庄太郎先
生追悼文集－』1971(昭和 46)年、同会刊
二宮宏之「社会史」(盛岡清美・塩原勉・本間康平編
『新社会学辞典』1993(平成 5)年、有斐閣刊、所

収)

広田照幸「教育の歴史社会学－その展開と課題」(東
京大学社会科学研究所編『社会科学研究』57 卷
3-4 号、2007(平成 19)年、同研究所刊、所収)

【付記】

本稿作成に関連する明星大学図書館収蔵の資料
の入手に関して、学校法人明星学苑 学苑・大学企
画局 学苑連携推進グループ長谷川倫子学芸員の
ご協力を得た。明記して、感謝の意を表します。

(たかしま ひでき、本学名誉教授・元本学科教授)